

旧規格の消火器は令和3年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務づけられている事業所や危険物施設では、旧規格の消火器が設置できなくなります。消火器に記載されている製造年が、2012年より新しいものは旧規格ではありません。見た目は新しい消火器であっても、長年設置していると経年劣化による不具合が生じることがあり、事故につながる恐れがありますので期限内での交換を推奨します。

一般家庭で自主的に設置している消火器は消防法令上の交換義務はありませんが、半年に1回程度は異常がないかチェックをすることをおすすめします。なお、家庭用消火器の使用期限はおおむね5年です。



文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

適応火災のマーク

 普通火災用	 油火災用
 電気火災用	 電気火災用

消火器のリサイクルにご協力ください

●回収された消火器は、解体され各部材はリサイクルされています。

●当社では、消火器を適正に分別処理し7%以上がリサイクルされています。

●ご不用になった消火器を処分される場合は、お近くの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年	年
製造番号	
設計標準使用期限 2021 年まで	
設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。	

製造年が2011年以前のものについては、適応火災マークを確認してください。

また、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めに交換してください。なお、製造メーカーが推奨している業務用消火器の設計標準使用期限は約10年です。

■お問い合わせ先 消防本部警防予防課 (TEL22-7325)

11月30日は年金の日です

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからご自身の年金記録の確認や、年金見込額の試算などができます。

詳しくは、次のアドレスかQRコードで日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/n_net/



国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

本年中に納付した国民年金保険料について、年末調整や確定申告の際に社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類を添付する必要があります。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届いたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に提出してください。

■お問い合わせ先
鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)
町民課町民生活班窓口 (TEL29-3906)

地域連携DMO



秋田犬ツーリズム だより
AKITAINU TOURISM

秋田犬ツーリズムが撮影等に協力したニュース、「秋田」を学ぶ語学学校」(令和元年10月28日放送)と、「秋田を学ぶ語学学校/LEARNING TO LOVE RURAL JAPAN」(令和2年3月25日放送)が過去にNHKで放送されました。今回、これらのニュースの英語版が令和4年4月から始まる【NEWSLINE5「映像で学ぶNHK英語ニュースが伝える日本5」(動画付き・株式会社金星堂)】に採用されることになりました。

AKITA INAKA SCHOOLの今までの活動を評価してもらえたことが形になりました。

これからも小坂町の皆さんのサポートを受けながら、私たちの活動をますます活発にできればと思います。

ニュース動画は次のURLからご覧になれます。
<https://www.kinsei-do.co.jp/books/4144/>

■お問い合わせ先
秋田犬ツーリズム事務局 (TEL070-2020-3085)
(メール info@visitakita.com)